

平成 20 年 1 1 月
〈問い合わせ先〉
国土交通省航空局
監理部航空事業課
TEL:03-5253-8111
(内線48526)

「航空法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの募集について

国土交通省では、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行による必要な規定整備等を行うため、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の一部改正を予定しています。

このため、広く国民の皆様から、本案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

《意見募集要領》

1. 意見募集の対象

- ・航空法施行規則の一部を改正する省令（案）について
- ・説明資料

2. 平成20年11月11日（火）～平成20年12月10日（水）（必着）

3. 意見募集の要領

別添の意見提出用紙にご記入の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

この場合、提出していただく電子メール、FAX及び郵送には、必ず「航空法施行規則の一部を改正する省令（案）パブリックコメント」と明記してください。

なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス：g_CAB_KNR_KJK@mlit.go.jp

国土交通省航空局監理部航空事業課 パブリックコメント担当 あて

(2) FAXの場合

宛 先：国土交通省航空局監理部航空事業課 パブリックコメント担当 あて

FAX：03-5253-1627

(3) 郵送の場合

宛 先：国土交通省航空局監理部航空事業課 パブリックコメント担当 あて

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

4. ご意見の取扱等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

別添

「航空法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関するパブリックコメントに対する意見

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見) (理由)